

登録管理ネットワーク(株)様

車台番号【TF-11111030006-0006】

書類管理番号【2022-1005-00001】



TF 00001\_K

発行日:2022年10月05日

〒162-0806 東京都新宿区榎町43-1 ユニゾ神楽坂ビル5F  
登録管理ネットワーク株式会社

TEL03-4560-4000 (9:00-17:30、土日祝日・年末年始を除く)  
(金融機関の委託を受けて名義変更に必要な書類を発行しております。)

## 書類送付のご案内

### 譲渡証明書紛失に伴う名義変更書類の再交付

ご請求いただきました、お車の名義変更に必要な金融機関書類を送付いたします。  
つきましては、下記送付書類が相違なく同封されていることをご確認いただき、名義変更のお手続きをお願いいたします。

理由書	※1	1部	
譲渡証明書発行済証		1部	( TZ - 1 )
印鑑証明書		1部	( TI - 451025 )
登記簿謄抄本		1部	( TS - 129182 )
登記簿謄抄本		1部	( TU - 99860 )
登記簿謄抄本		1部	( TV - 4458 )
解除用委任状		1部	( TK - 279783 )
留保用委任状		1部	( TR - 444002 )
使用者変更委任状		1部	( TH - 10814 )
理由書		1部	( TB - 3502 )

※1 譲渡証明書発行済証は、譲渡証明書の代わりとなる書類です。

譲渡証明書は過去に発行済みのため、二重発行はできません(道路運送車両法 第三十三条)。

- 名義変更のお手続きの際は譲渡証明書を紛失した経緯を記載した「理由書」も併せて提出が必要となります。  
(ご不明な点がございましたらお手続きされる運輸支局等へお問い合わせください。)
- 印鑑証明書が同封されている場合、印鑑証明書の有効期間は法務局発行日より3ヶ月間です。  
有効期間内にお手続きされない場合、改めて書類をご請求いただく必要がございます。
- 譲渡証明書発行済証でのオークション出品はできない場合がございます。その際は出品される方へ名義変更の上  
出品いただくようお願いいたします。
- 車検証がBタイプ<sup>※2</sup>の場合、履歴事項証明書等の登記簿謄本は同封されておりません。  
※2 お車の車検証がBタイプ(車検証の左上にBと記載 かつ 備考欄に所有者情報が記載されているもの)の場合

・車検証備考欄記載の「所有者情報」と同封書類に記載された「金融機関の商号・住所」が異なる場合があります。  
金融機関にて国土交通省へ変更届出済の場合、お手続きの際に履歴事項証明書などの登記簿謄本は必要がないため、  
同封しておりません。(届出未実施の場合には同封されています。)

・登録識別情報は、書類送付時に弊社より国土交通省に提供(返納)済みのため、名義変更手続き時に申請書への  
登録識別情報の記入は不要です。

(名義変更手続き時に運輸支局等より登録識別情報を求められましたら、弊社までご連絡ください。)